

平成24年10月吉日

(株) 小葉建設取引業者災害防止協議会
会員各位

株式会社 小葉建設
執行役員工事本部長
滝田 利雄

(株) 小葉建設取引業者災害防止協議会 会員の皆様へ

建設業法施行規則の改正に伴う
建設業許可申請時の健康保険等の加入状況の確認について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は、同災害防止協議会に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、建設業法施行規則の改正が平成24年5月1日に公布され、平成24年11月1日から施行となります。

これに伴い、建設業許可（許可の更新を含む）申請書の添付資料として健康保険等の加入状況を記載した書面の提出が必要となります。（別紙参照）

また、工事現場での取り組みとして施行体制台帳に保険加入の記載が必要になることから、会員の皆様へご指導と共にご協力をお願いいたくご通知いたします。

上記につきましてご不明な点がございましたら、ご一報願います。